

人権擁護委員に 森井良子さん

10月1日付で森井良子さん(花小金井)が、法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。任期は3年です。

人権擁護委員は、地域の方から人権相談を受け、問題解決の手伝いや、人権への関心を持ってもらえるような啓発活動などもしています。現在、人権擁護委員として、次の方が活躍しています。

- ▽醍醐保江さん(花小金井南町)
- ▽石川貞子さん(小川町)
- ▽長谷川正孝さん(学園西町)
- ▽笠原ノリ子さん(小川町)
- ▽瀬貫和広さん(小川町)
- ▽永井義明さん(天神町)

人権擁護委員が相談を受け付け

市では、日常生活での困りごとや、いじめなど人権上の問題などの相談を受け付けています。相談を希望する方は、事前に問合せ先へ連絡してください。

11月14日(日) マイナンバー カードを 受け取れる 臨時交付窓口を 開設

マイナンバーカードの申請が済み、交付通知書が届いている方はマイナンバーカードを受け取れます。当日、カードの受け取り以外の手続きはできません。

※マイナンバーカードを受け取っていない方には、勸奨通知書を送付しています。通知書に書かれた取り置き期限日を過ぎると、カードが廃棄されている場合があります。保管状況は、問合せ先へご確認ください。

とき 11月14日
(日) 午前9時
～午後4時
ところ 市民課
(市役所1階)
定員 百8人



とき 原則第3金曜日 午後1時
30分～4時
問合せ 市民課 ☎042(346)9508

教育委員会委員に 三町章氏を再任

市議会9月定例会で、教育委員会委員を市長が任命することについて同意の議決があり、10月1日付けで三町章氏が再任されました。任期は、令和7年9月30日までの4年間です。

また、10月1日付けで、三町章氏が教育長職務代理者に再度指名されました。

《教育総務課》

令和2年度 教育委員会事務の 点検・評価報告書を公表

地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、教育委員会は、その事務について毎年自ら点検・評価

申込み 11月11日(木)の正午までに、電話で問合せ先へ(先着順)

※小平市マイナンバーカード交付窓口予約システム(左上図QRコード)からも申し込みできます。

問合せ 小平市マイナンバーコールセンター ☎042(346)9841

動く市役所

マイナンバーカードの 交付申請をサポート

動く市役所(大沼・鈴木・中島地域センター、小川・上水南公民館)巡回日に、マイナンバーカードの申請サポートをしています。

交付申請書の記入方法の説明や、マイナンバーカード用の写真撮影、申請書の受付までを一連で行います。

※写真撮影費や申請書の郵送料はかかりません。
定員 各回3人
申込み 動く市役所巡回日の2営業

を行い、報告書を作成し、公表することが義務付けられています。令和2年度分の教育委員会事務の点検・評価、学識経験者の意見をまとめた報告書を作成しました。

詳しくは、市政資料コーナー(市役所1階)、小平市ホームページでご覧になれます。なお、市政資料コーナーでは、1部400円で販売もしています。

問合せ 教育総務課 ☎042(346)9568

令和2年度 施策評価・事務事業評価 結果まとまる

市では、31の施策と約500の事務事業について、令和2年度の実績を基に評価し、結果を「小平市の行政評価」としてまとめました。内容は、市政資料コーナー(市役所1階)、図書館、公民館、東部・西部出張所、市民活動支援センター、小平市ホームページでご覧になれます。なお、市政資料コーナーでは、1部800円

円で購入もしています。
問合せ 政策課 ☎042(346)9503

令和2年度 計画の推進状況 まとめ

「みんなですくすく 感動子育て笑顔があふれるまち こたて」を目標とする、第二期小平市子ども・子育て支援事業計画(令和2年度～令和6年度)の令和2年度における事業の推進状況がまとまりました。内容は、市政資料コーナー(市役所1階)、小平市ホームページでご覧になれます。なお、市政資料コーナー、東部・西部出張所では、1部200円で販売もしています。

問合せ 市民協働・男女参画推進課 ☎042(346)9618

審議会などの 開催予定

傍聴する方は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクを着用してください。また、自宅で検温し、体調不良の方は傍聴をお控えください。WEB会議は、委員がテレビ会議システムで出席する会議で、会場のモニターで傍聴できます。なお、インターネットで傍聴はできません。会議録は後日、市政資料コーナー(市役所1階)、小平市ホームページでご覧になれます。

問合せ 市民協働・男女参画推進課 ☎042(346)9618

◆小平アフティプラン21
小平市男女共同参画推進条例に基づき「男女が自分らしくいきいきと暮らす社会の実現」を目指す、小平

中の住宅が基礎工事に着工している
▽住宅の建て替えが、建て替え前の敷地と同一の敷地で行われている
▽土地・家屋の所有者が、令和3年1月1日と令和4年1月1日で原則、同一である

※詳しくはお問い合わせください。
問合せ 税務課 ☎042(346)9524

◆木造住宅の耐震診断費用を補助
対象 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、指定の診断機

関係による耐震診断を実施するもの
補助金額 診断費用の2分の1に相当する額(1件当たり8万円が限度)

◆ブロック塀などの改善費用を補助
対象 1.5m以上で倒壊のおそれがあると判断されるブロック塀などの撤去
▽改修：撤去後に、倒壊の防止に十分配慮した安全な塀などの築造
補助金額 撤去：経費の9割以内(1.5m当たり1万2千円、限度24万円)
改修：経費と1.5m当たり3万円を比較し、少ない額の5割以内(限度30万円)

※補助を希望する方は、必ず工事の契約前にお問い合わせください。
問合せ 建築指導課 ☎042(312)1145

◆木造住宅の耐震診断費用を補助
対象 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、指定の診断機

関係による耐震診断を実施するもの
補助金額 診断費用の2分の1に相当する額(1件当たり8万円が限度)

◆ブロック塀などの改善費用を補助
対象 1.5m以上で倒壊のおそれがあると判断されるブロック塀などの撤去
▽改修：撤去後に、倒壊の防止に十分配慮した安全な塀などの築造
補助金額 撤去：経費の9割以内(1.5m当たり1万2千円、限度24万円)
改修：経費と1.5m当たり3万円を比較し、少ない額の5割以内(限度30万円)

※補助を希望する方は、必ず工事の契約前にお問い合わせください。
問合せ 建築指導課 ☎042(312)1145

◆木造住宅の耐震診断費用を補助
対象 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、指定の診断機

関係による耐震診断を実施するもの
補助金額 診断費用の2分の1に相当する額(1件当たり8万円が限度)

◆ブロック塀などの改善費用を補助
対象 1.5m以上で倒壊のおそれがあると判断されるブロック塀などの撤去
▽改修：撤去後に、倒壊の防止に十分配慮した安全な塀などの築造
補助金額 撤去：経費の9割以内(1.5m当たり1万2千円、限度24万円)
改修：経費と1.5m当たり3万円を比較し、少ない額の5割以内(限度30万円)

ホームページでご覧になれます。
◆第二次教育振興基本計画検討委員会
とき 11月4日(木) 午前10時から
ところ 市役所6階大会議室
定員 5人
申込み 当日、会場へ(申込み多数の場合は抽選)
問合せ 教育総務課 ☎042(346)9568

◆男女共同参画推進審議会(WEB会議)
とき 11月5日(金) 午後2時から
ところ 市役所3階301会議室
定員 5人
申込み 当日、会場へ(先着順)
問合せ 市民協働・男女参画推進課 ☎042(346)9618

◆緑化推進委員会
とき 11月10日(水) 午後3時～5時
ところ 中央公民館2階講座室2
定員 10人
申込み 当日、午後2時40分から、

問合せ 市民協働・男女参画推進課 ☎042(346)9618

◆文化財保護審議会
とき 11月12日(金) 午後1時30分から
ところ 福祉会館第2集会所
定員 3人
申込み 当日、会場へ(申込み多数の場合は抽選)
問合せ 文化スポーツ課 ☎042(346)9501

◆図書協議会
とき 11月11日(木) 午後2時から
ところ 中央図書館3階視聴覚室
定員 10人
申込み 当日、会場へ(申込み多数の場合は抽選)
問合せ 中央図書館 ☎042(345)1246

◆文化財保護審議会
とき 11月12日(金) 午後1時30分から
ところ 福祉会館第2集会所
定員 3人
申込み 当日、会場へ(申込み多数の場合は抽選)
問合せ 文化スポーツ課 ☎042(346)9501

今月の 税 10月

◆市民税・都民税の普通徴収(第3期)
◇国民健康保険税(第4期)
※納付は、11月1日(月)の納期限までにお願います。

※市税はコンビニエンスストアでの納付や、インターネットを利用したクレジットカードでの納付(ヤフー公金)、スマートフォンアプリでの納付もできます。

詳しくは、納税通知書をご覧ください。
※便利で納め忘れのない口座振替をご利用ください。

◆市税を納期限内に納付できない方は、納税相談を
新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が大幅に減少した、事業の継続が難しくなったなど、市税を納期限内に納付できない事情がある方は、納税が猶予される場合があります。詳しくはお問い合わせください。

問合せ 収納課 ☎042(346)9527

◆市民税・都民税の普通徴収(第3期)
◇国民健康保険税(第4期)
※納付は、11月1日(月)の納期限までにお願います。

※市税はコンビニエンスストアでの納付や、インターネットを利用したクレジットカードでの納付(ヤフー公金)、スマートフォンアプリでの納付もできます。

詳しくは、納税通知書をご覧ください。
※便利で納め忘れのない口座振替をご利用ください。

◆市税を納期限内に納付できない方は、納税相談を
新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が大幅に減少した、事業の継続が難しくなったなど、市税を納期限内に納付できない事情がある方は、納税が猶予される場合があります。詳しくはお問い合わせください。

問合せ 収納課 ☎042(346)9527

日曜・夜間 納税窓口を開設

とき 日曜窓口：10月24日(日) 午前9時～午後4時
夜間窓口：10月25日(月) 午後5時～8時
※日曜・夜間窓口では、納税証明書は発行できません。
問合せ 収納課 ☎042(346)9526

